

井の頭恩賜公園 100 年事業協賛等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、井の頭恩賜公園 100 年事業の趣旨に賛同する団体等が、井の頭恩賜公園 100 年事業の企画及び関連行事に協賛を行う際に必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 協賛は、企業、団体及び個人（以下「団体等」という。）が資金または物品の支援を行うことで、井の頭恩賜公園 100 年事業の周知啓発はもとより、団体等の協働・参画により、魅力あふれる事業とすることを目的に行うものである。

(協賛等)

第3条 この要領において、協賛とは、団体等が行う次の各号に掲げる事業支援行為をいう。

(1) 資金支援 ①本事業の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

②企画等の実施に要する資金（以下「賛助金」という。）の提供

(2) 物品支援 企画の実施に要する物品（以下「賛助品」という。）の提供

2 前項第1号(1)の①に規定する協賛金の提供は、10万円を1口とする。

3 前々項第1号(1)の②に規定する賛助金の提供は、1万円を1口とする。

4 物品支援は、物品支援を申し出る団体等と実行委員会が協議して決定する。なお、支援物品には支援物品を提供した団体等の名称等を表示できるものとする。

(募集期間)

第4条 募集期間は各年度の事業実施期間（年度末）までとする。

(協賛等の依頼対象者)

第5条 実行委員会は、井の頭恩賜公園 100 年事業の趣旨に賛同する団体等に対して協賛または賛助の支援を依頼する。

(協賛の申込み等)

第6条 協賛を申し込む団体等は、あらかじめ井の頭恩賜公園 100 年事業協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会委員長に提出すること。

2 実行委員会委員長は、申込書の提出があった場合、第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し井の頭恩賜公園 100 年事業協賛申込受理書（様式第2号）により受理した旨を通知する。

(協賛金及び賛助金の振込等)

第7条 第3条第1項第1号に規定する資金支援を行おうとする団体等は、前条第2項による通知を受けた場合、速やかに、原則として実行委員会が指定する方法により納付する。

2 協賛金・賛助金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、実行委員会は、申込者の希望により、協賛金・賛助金の領収書を発行することもできる。

(賛助品の受納等)

第8条 第3条第1項第2号に規定する物品支援を行おうとする団体等は、第6条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、賛助品を納入する。

2 実行委員会は、申込者の希望により、賛助品の受領書を発行できる。

(協賛の特典等)

第9条 第7条第1項または第8条第1項の規定により協賛を行った団体等の特典は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 資金支援

ア 協賛団体等の呼称の使用

イ 実行委員会ホームページにおける団体等名の掲載

ウ 実行委員会が作成する広報物への団体等名の掲載

エ 式典プログラムへの団体等名の掲載

オ 式典会場における協賛者一覧ボードへの団体等名の掲載

(2) 賛助

ア 協賛者名の呼称の使用

イ 実行委員会ホームページにおける協賛者名の掲載

2 前項第1号(1)エ及びオに規定する特典は、井の頭恩賜公園100周年記念式典当日に特典が受けられるものとする。

3 実行委員会は、前々項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することもある。

(協賛金の使途)

第10条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

(1) 井の頭恩賜公園100年事業を広く周知するために要する経費

(2) 井の頭恩賜公園100年事業の実施に要する経費

(3) その他井の頭恩賜公園100年事業の実施に付随する経費で必要と認められるもの

(協賛申込の不受理等)

第11条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体等、または井の頭恩賜公園100年事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある団体等

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または暴力団の構成員(以下「暴力団員という。’)であると認められる者

(3) 法令または公序良俗に反する者

(4) 井の頭恩賜公園100年事業について、品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他実行委員会が不相当と判断する者

- 2 実行委員会は、第6条第2項により協賛の申込を受理されたものが、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、または前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、賛助金、賛助品を返戻する。

附則

この要領は平成27年6月30日から施行する。

様式第 1 号

井の頭恩賜公園 100 年事業協賛等申込書

井の頭恩賜公園 100 年実行委員会

委員長 青山 侑 様

住所又は所在地
名 称
代表者（役職・氏名）

井の頭恩賜公園 100 年事業に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

- 1 協賛の形態 協賛金 ・ 賛助金 ・ 賛助品
(該当する協賛形態を囲んでください。)
- 2 協賛の内容数、物品名・数量、協賛者名の印字の有無等
(1) 協賛金または賛助金の場合 (協賛口数を記入してください。)

口

(2) 賛助品の場合

ア 賛助品名

イ 賛助数量

ウ 賛助者名の有無 有 無

3 提供予定日 平成 年 月 日

井の頭恩賜公園 100 年事業協賛等申込受理書

平成 年 月 日

様

井の頭恩賜公園 100 年実行委員会
委員長 青 山 侑

平成 年 月 日付けで申込のあった井の頭恩賜公園 100 年事業協賛等申込書を受理しました。協賛金・賛助金の振込方法又は賛助品の納入方法等については下記のとおりですので、よろしくお願ひします。

記

- 1 協賛金・賛助金の振込み及び協賛品の納入について
協賛金・賛助金については、別途、請求依頼を送付します。
賛助品については、別途指定する方法により納入をお願いします。
- 2 協賛企業の呼称は次のとおりとしてください。
井の頭恩賜公園 100 年事業協賛企業
〇〇は井の頭恩賜公園 100 年事業に協賛しています。
(その他の呼称を使用する場合は、ご相談ください。)
- 3 井の頭恩賜公園 100 年事業協賛等取扱要領第 1 1 条のいずれかに該当するに至った場合または
いずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取り消します。

(担当者)

所 属
氏 名
電 話 番 号
E メールアドレス